

校友枠選抜

小論文

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

問題

侮辱罪の法定刑は、2022年7月7日に、それまでの「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」から、「1年以下の懲役若しくは禁錮、または30万円以下の罰金、あるいは拘留若しくは科料」に引き上げられた。この法律に関連する資料①～③を見て、あとの各問に答えなさい。

資料①『読賣新聞』社説「侮辱罪の厳罰化 ネット中傷防ぐ有効な制度に」（2021年9月17日）

インターネット空間では、心ない言葉で他人を傷つける誹謗中傷が横行している。現行の法制度を改め、深刻な被害を食い止める必要がある。

ネット上の中傷対策を強化するため、上川法相〔当時〕は侮辱罪の罰則に懲役刑を導入する刑法改正を法制審議会に諮問した。

侮辱罪は、事実を示さなくても公然と人を侮辱する行為に適用され、法定刑は名誉毀損罪より軽い30日未満の拘留か1万円未満の科料となっている。

テレビ番組に出演した女子プロレスラーがSNS上で中傷され、自殺した問題では、投稿者2人が侮辱罪に問われたが、いずれも科料9000円にとどまった。

法改正が実現すれば、1年以下の懲役・禁錮か30万円以下の罰金を科すこともできるようになる。悪質な書き込みを抑止する効果も期待できるだろう。

ネット掲示板やSNSの利用者は、悪意ある投稿が時に人の命を奪いかねず、軽はずみな行為には重い刑罰が科されることもあると自覚しなければならない。

刑事責任が問えなくなる公訴時効までの期間も、1年から3年に延びる。中傷の書き込みは匿名で行われ、発信者を特定するには時間と手間がかかる。時効の問題もあり、告訴を諦める被害者は多い。法改正の意義は大きい。

侮辱罪は明治時代からあり、近年の摘発は年70件前後にとどまっている。ただ、ネット時代に入り、中傷の被害は急増している。

総務省の「違法・有害情報相談センター」には昨年度、ネット中傷などに関する相談が5407件あり、10年前の4倍に上った。最近では、新型コロナウイルスの患者や医療従事者、東京五輪の選手らも被害に遭っている。

これまで有効な対策を打ち出してこなかったSNS事業者らの責任も大きい。欧州には、事業者らに対して、違法投稿の削除を義務づけた国もある。

事業者らは、悪質な投稿を自主的に削除するなど、実効性のある取り組みを進めるべきだ。

ただし、ネット空間は本来、自由に意見を発信できる場であることが望ましい。警察は、投稿者を摘発する場合、表現の自由に十分配慮することも大切である。

来年〔2022年〕には、被害者が投稿者を特定するための裁判手続きも簡素化される。投稿者が相手を中傷した後、書き込みを削除し、責任を逃れようとするケースが目立っている。こうした仕組みを有効活用し、迅速な被害回復を図りたい。

資料②『朝日新聞』社説「侮辱罪厳罰化 広範な検討欠いたまま」(2021年10月17日)

見直しに向けた議論の必要性は理解できる。それにしても、今回の進め方は拙速に過ぎ、将来に禍根を残さないか。そんな疑問を拭えない。

侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正案を法制審議会の部会がまとめ、21日の総会を経て法相に答申されることになった。

現在「拘留(30日未満)または科料(1万円未満)」となっているのを改め、1年以下の懲役や30万円以下の罰金なども言い渡せるようにするという内容だ。これに伴い、公訴時効も1年から3年に延びる。

背景にネット社会の広がりがある。SNSなどを使った侮辱行為がエスカレートし、被害は深刻さを増している。昨年〔2020年〕5月にはプロレスラーの木村花さんが誹謗中傷を受けて自死する痛ましい事件もあり、いまの量刑は軽すぎるとの声が上がっていた。時代の変化に即した対応が求められるのは当然だ。

ただし、どのような表現が「侮辱」とされ、国家が刑罰を科すべきかという線引きはあいまいだ。厳罰化の後、恣意的に運用されるようなことがあれば、言論・表現の自由の萎縮につながる恐れがある。〔中略〕

刑法には同様に人の名誉や尊厳を傷つける罪として名誉毀損罪(3年以下の懲役など)があるが、条文や判例によって、指摘された事実が公共の利害に関わり、公益を図る目的があり、内容が真実もしくはそう信じた相当の理由が認められる場合は罰せられない。また、公務員や選挙の候補者の名誉を傷つけても、真実であれば罰しないとする明文規定もある。

言論・表現の自由に配慮したこうした定めが侮辱罪にはない。厳罰化するのであれば、免責する場合について広く意見を聞き、法律に盛り込む方向で検討を深めるべきではないか。

国際的には、名誉や侮辱をめぐる争いは当事者間の民事手続きで解決をめざそうという流れがある。国連の規約人権委員会は11年、犯罪の対象から外すことを提起し、刑罰を科すとしても身体を拘束するのは適切でないとする見解を出した。

今年〔2021年〕4月には、ネットに書き込みをした者を、いまよりも簡易な手続きで特定できるように法律が改正された。こうした措置も含め民事裁判をより使いやすくして、迅速・確実に被害を救済し、違法な発信を抑制していくことが欠かせない。

*新聞記事の引用において、注記を施したり、一部を削除したりした箇所がある。

出典：朝日新聞 2021年10月17日付朝刊 社説「侮辱罪厳罰化 広範な検討欠いたまま」
朝日新聞社に無断で転載することを禁じます(承諾番号 26-0618)

資料③ 刑法

(名誉毀損)

第230条

- 1 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

(公共の利害に関する場合の特例)

第230条の2

- 1 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
- 2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
- 3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(侮辱)

第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

改正附則第3条

政府は、第1条の規定の施行後3年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第231条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができるかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

*資料③の刑法の条文は、2022年7月当時のものである。なお、刑法は2025年6月1日に「懲役刑」と「禁錮刑」が廃止され、「拘禁刑」に一本化された。

問1

次の（ア）～（エ）について、刑法第231条の侮辱罪が成立し得る事例の組合せとして正しいものはどれか。最も適当なものを下の選択肢の中から一つ選び、解答欄に番号で答えなさい。

- （ア）週刊誌が「清純派俳優の裏の顔」と見出しをつけて、芸能人の不倫に関するスキャンダル記事を掲載したもの。
- （イ）インターネット動画サイトのコメント欄に、「こいつ〔出演者〕の人間性を疑う。頭がおかしい」と投稿して掲載したもの。
- （ウ）満員電車内で歩行補助器を使用していた男性に対して、「おまえのような奴は邪魔だ。」と大声で言ったもの。
- （エ）会社の部下を他に誰もいない会議室に呼び出して叱責し、「おまえは役立たずだ」と面罵したもの。

〔選択肢〕 1. アとイ 2. イとウ 3. ウとエ 4. アとエ

問2

侮辱罪の法定刑の引き上げは、なぜ行われたのか。法改正当時の具体的な背景に言及しつつ、150字以内で説明しなさい。

問3

資料③の下線部に関して、侮辱罪の法定刑の引き上げに際し、このような改正附則がつけられた理由はなぜか。当時の議論で懸念された点をあげて、150字以内で説明しなさい。

問4

資料を踏まえたうえで、「法定刑の引き上げ」以外に講じうる、インターネット上における誹謗中傷への対応策について、500字以内で論じなさい。

問題はここまでです